平成２０年（フ）第４９号
群馬県沼田市下久屋町899番地１
破産者　澤田　正恵
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
群馬県沼田市東原新町1480番地６
破産者　小沼　拓也
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第７９６号
福岡市東区原田１丁目20番１―303号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区筥松３丁目３番30号
破産者　笠浪　榮治
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第８８７号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目21番地１市住3045号
破産者　平田　正人
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
鹿児島県鹿児島市高麗町15番27号高麗ハイツ406号
破産者　上園　真弓
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
札幌市東区中沼４条１丁目４番21号眞野智枝子方、住民票上の住所札幌市東区伏古14条３丁目15番15―102号
破産者　澤尻　正彦
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１６号
北海道石狩市花川北１条５丁目75番地　キヤピタル花川Ⅱ102号
破産者　金野　　廣
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７７８号
宮城県黒川郡富谷町明石台１丁目21番地12、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町東向陽台３丁目31番10号
破産者　嶺岸　純夫
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２２号
茨城県龍ケ崎市宮渕町1036番地、破産手続開始決定時の住所茨城県龍ケ崎市7463番地の14
破産者　榎本　信歳
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地５　ライフヒルズ星の郷　東３番館106号室
破産者　市原はるみ
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０１２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下41番地の６
破産者　西島土木こと　西島　　進
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第３２０号
広島県東広島市西条町助実24番地６
破産者　奥宮　修市
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５０３号
広島市安芸区中野東２丁目26番25号
破産者　前西　慶作
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２６９０号
福岡市西区周船寺３丁目22番７―304号
破産者　中山　信之
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１４９号
福岡市博多区東月隈５丁目27番５号
破産者　片田　孝利
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３１７号
宮崎県日向市大字塩見1292番地
破産者　鈴木登美子
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４５号
青森市旭町２丁目３番８号　コーポヒロ103号
破産者　大舩勢智子
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
青森県弘前市大字宮園１丁目２番地６
破産者　中谷　宏信
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部